

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第2号

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行					改正案				
第1条～第7条（略）					第1条～第7条（略）				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
種類	金額		備考						
	単位	額		種類	単位	額	備考		
(略)					(略)				
建 築 関 係	(略)				建 築 関 係	(略)			
	低炭素建築物新築等計画認定	1戸	ア 住戸を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸のもの の3万7,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) (イ) 2戸以上5戸以下の	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項の規定による申		低炭素建築物新築等計画認定	1戸	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価を受けた場合にあっては、5,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 3万7,000円 B	1都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による申

現行	改正案
<p>もの 7万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万円)</p> <p>(ウ) 6戸以上10戸以下のもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万7,000円)</p> <p>(エ) 11戸以上のもの 14万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)</p> <p>イ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 24万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 1万7,000円</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウに掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、</p>
<p>出をる す場合 にあつて は、 建築に 物関す る確 認係 手数の 料額を 加し算 し額 徴す る。</p>	<p>出をる す場合 にあつて は、 建築に 物関す る確 認係 手数の 料額を 加し算 し額 徴す る。 2 共 同住 宅等 の建 築物 に係 るこ の項 のイ (ア)及 びイ (イ)の 認定 を同 時に 申請 する 場合 は、 当該 イ(ア) (イ)の 申請 に係 る手 数は 、徴 収し ない。 3 共</p>

現行			改正案			
		40万3,000円(評価機関審査を受けた場合には、2万9,000円)			<p>ては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの7万5,000円(評価機関審査を受けた場合には、1万円)</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの10万6,000円(評価機関審査を受けた場合には、1万7,000円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸以上のもの14万9,000円(評価機関審査を受けた場合には、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象で</p>	<p>同住宅等建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する場合、当該ウ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>4 複合建築物に係るこの項のア及びエ又はイ及びエ又はウ及びエの認定を同時に申請する場合は、当該</p>

現行	改正案
	<p>ある共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万5,000円(評価機関審査を受けた場合において、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの10万6,000円(評価機関審査を受けた場合においては、1万7,000円)</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除</p> <p>ア又はイ又はウの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。</p>

現行	改正案
	<p>く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 3 万 3,000 円(評価機関審査を受けた場合) については、1 万円)</p> <p>b 住宅の戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 4 万 8,000 円(評価機関審査を受けた場合) については、1 万円)</p>

現行	改正案
	<p>ては、1万7,000円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸以上のもの6万9,000円(評価機関審査を受けた場合)あつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの3万3,000円(評価機関審査を受けた場合)あつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの4万8,000円(評価機関審査を受けた場合)あつ</p>

現行	改正案
	<p>ては、1万 7,000円)</p> <p>エ 住宅以外の 用途に供する 建築物又は複 合建築物の非 住宅部分の認 定を申請する 場合 次に掲 げる場合の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) (イ)に掲 げる場合以 外の場合 次に掲げる 当該申請に 係る1棟の 建築物又は 複合建築物 の非住宅部 分の床面積 の合計の区 分に応じ、そ れぞれ次に 定める金額</p> <p>a 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の24万 9,000円 (建築物の エネルギー 消費性 能の向上 に関する 法律(平成 27年法律 第53号) 第15条 第1項に 規定する 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ る技術審</p>

現行	改正案
	<p> <u>査(以下「判定機関審査」という。)</u> <u>を受けた場合にあっては、1万円)</u> b <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの40万3,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)</u> (イ) <u>当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建築物の用途ごとに建築物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建築物)に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建築物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方</u> </p>

現行				改正案			
						<p>法をいう。)で計算して認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分別に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの8万6,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの14万5,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p>	
低炭素建築物新築等計画変更認定	1戸	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する</p>	都の炭化促進に関する法律第54条	低炭素建築物新築等計画変更認定	1戸	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合1棟につき1,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅は複合建築物(住宅の戸</p>	都の炭化促進に関する法律第55条

現行	改正案
<p>場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸のもの 1万円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円)</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以下のもの 2万1,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)</p> <p>(ウ) 6戸以上10戸以下のもの 3万1,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、8,000円)</p> <p>(エ) 11戸以上のもの 4万4,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、1万4,000円)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それ</p>	<p>数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円)</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 1万円</p> <p>(イ) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 5,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の変更認定を申請する場合(エに掲げる場合を除く。)</p>
<p>第2項の規定による申出する場合あつては、築物に関する確認に係る手数料額を加した金額を収める。</p>	<p>第1項の規定による申出する場合あつては、築物に関する確認に係る手数料額を加した金額を収める。2 共同住宅等の建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該ウ(ア)の申請に係る手数料</p>

現行	改正案
<p> <u>それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもので12万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円)</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもので20万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万4,000円)</u> </p>	<p> <u>当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額)</u> <u>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円)</u> <u>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの3万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000円)</u> <u>c 住宅</u> </p> <p> <u>料は徴収しない。</u> <u>3 共同住宅等の建築物に係るこの項の工(ア)及び工(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該工(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。</u> <u>4 複合建築物に係るこの項のイ及びオ又はウ及びオ又はエ及びオの認定を同時に</u> </p>

現行	改正案
	<p> <u>の戸数が11戸以上のもの</u> <u>4万4,000円(評価機関審査を受けた場合には、1万4,000円)</u> <u>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて、それぞれ次に定める金額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000万円)</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの3万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000円)</u> </p> <p> <u>申請する場合は、当該イ又はウ又はエの申請に係る手数料は、徴収しない。</u> <u>5 法第55条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の</u> </p>

現行	改正案
	<p>工 省令第10条 第2号イ(2)及 びロ(2)に適合 している共同 住宅等の用途 に供する建築 物又は複合建 築物(住宅の戸 数が1戸のも のを除く。)の 住宅部分に係 る変更認定を 申請する場合 当該申請に係 る1棟の建築 物の共同住宅 等又は複合建 築物の住宅部 分について、 (ア)に定める金 額に(イ)に定め る金額を加え た金額(住戸以 外の部分を有 さない建築物 にあっては、 (ア)に定める金 額) (ア) 次に掲 げる当該申 請の対象で ある共同住 宅等又は複 合建築物の 住宅部分の 戸数の区分 に応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>a 住宅の 戸数が2 戸以上5 戸以下の もの1 万円(評価 機関審査 を受けた 場合に あっては、 5,000円)</p> <p>b 住宅の</p> <p>額を加算した金額とする。</p>

現行	改正案
	<p>戸数が 6 戸以上 10 戸以下の もの 1 万 6,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、 8,000 円)</p> <p>c 住宅の 戸数が 11 戸以上の もの 2 万 4,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 4,000 円)</p> <p>(イ) 次に掲 げる当該申 請の対象で ある共同住 宅等の住戸 以外又は複 合建築物の 住宅部分の 住戸以外の 床面積の合 計の区分に 応じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>a 床面積 の合計が 300 平方 メートル 以下のも の 1 万 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、 5,000 円)</p> <p>b 床面積 の合計が 300 平方</p>

現行	改正案
	<p>メートルを超えるもの 1 万 6,000 円(評価機関審査を受けた場合にあつては、8,000 円)</p> <p>オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 12 万円(判定機関審査を受けた場合にあつては、5,000 円)</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル</p>

現行	改正案
	<p> <u>を超える</u> <u>もの 20</u> <u>万 1,000</u> <u>円 (判定</u> <u>機関審査</u> <u>を受けた</u> <u>場合にあ</u> <u>っては、1</u> <u>万 4,000</u> <u>円</u> (イ) <u>当該申</u> <u>請に係る建</u> <u>築物のエネ</u> <u>ルギーの使</u> <u>用の効率性</u> <u>その他の性</u> <u>能をモデル</u> <u>建物法で計</u> <u>算して変更</u> <u>認定を申請</u> <u>する場合</u> <u>次に掲げる</u> <u>当該申請に</u> <u>係る 1 棟の</u> <u>建築物又は</u> <u>複合建築物</u> <u>の非住宅部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計の区</u> <u>分に応じ、そ</u> <u>れぞれ次に</u> <u>定める金額</u> a <u>床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300 平方</u> <u>メートル</u> <u>以下のも</u> <u>の 4 万</u> <u>3,000 円</u> <u>(判定機関</u> <u>審査を受</u> <u>けた場合</u> <u>にあつて</u> <u>は、5,000</u> <u>円)</u> b <u>床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300 平方</u> <u>メートル</u> <u>を超える</u> <u>もの 7</u> </p>

現行	改正案
<p>当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの3万8,000円(評価機関審査を受けた場合)あつては、6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの4万3,000円(評価機関審査を受けた場合)あつては、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの7万6,000円(評価機関審査を受けた場合)あつては、1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の</p> <p>項のア及びイの認定を同時に申請する場合、当該アの申請に係る手数料は徴収しない。</p> <p>2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一建築物を単位として認定を申</p>	<p>認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合)あつては、6,000円)</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの3万8,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの4万3,000円</p> <p>(イ) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合</p> <p>この項のイ(ア)及びイ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該イ(ア)の申請に係る手数料は徴収しない。</p> <p>2 共同住宅等の建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該ウ(ア)の申請に係る手数料は、徴収</p>

現行	改正案
<p>戸数が5戸以上のもの12万6,000円(評価機関審査を受けた場合)については、2万3,000円</p> <p>請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</p> <p>ア(イ)及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)及びウに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p>	<p>次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの2万円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの2万1,000円</p> <p>イ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウに掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住宅以外の部分を有さない建築物又は省令第14条</p> <p>3 複合建築に係るこの項のア及びエ又はイ及びエ又はウ及びエの認定を同時に申請する場合は、当該ア又はイ又はウの申請に係る手数料</p>

現行		改正案	
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p>	<p>分につきこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>	<p>第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める金額</p>	<p>は、徴収しない。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円)</p>	<p>4イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するとき、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p>	<p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>	<p>4 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。</p>
<p>a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>b 住宅の戸数が5戸以上のもの12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円)</p>	<p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>4 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。</p>	
	<p>5 法第35条第2項の規定に</p>		

現行	改正案
<p>よる申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料額を加算した金額とする。</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる</p>	<p>れ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万6,000円(評価機関審査を受けた場合)にあっては、1万1,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの12万6,000円(評価機関審査を受けた場合)にあっては、2万3,000円)</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた</p>

現行	改正案
<p>当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの24万7,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合においては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの39万9,000円(判定機関審査を受けた場</p>	<p>金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの3万5,000円(評価機関審査を受けた場合においては、1万1,000円)</p> <p>b 住宅の戸数が5戸以上のもの5万9,000円(評価機関審査を受けた場合においては、2万3,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</p>

現行	改正案
<p>合にあつては、3万円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合</p> <p>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9万5,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、3万円)</p>	<p>れ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 3万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 5万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する</p>

現行	改正案
	<p>建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 24万7,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超える</p>

現行	改正案
	<p>もの 39 万 9,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、3万 円)</p> <p>(イ) 省令第 10条第1号 イ(2)及びロ (2)に適合し ている住宅 以外の用途 に供する建 築物又は複 合建築物の 非住宅部分 に係る認定 を申請する 場合 次に 掲げる当該 申請に係る 1棟の建築 物又は複合 建築物の非 住宅部分の 床面積の合 計の区分に 応じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>a 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の 9万 5,000円 (判定機関 審査を受 けた場合 にあつて は、1万 1,000円)</p> <p>b 床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの 15</p>

現行				改正案			
						万 9,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、3万 円)	
建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定	1 件	<p>ア 工事の着手 予定時期及び 完了予定時期 の変更のみの 場合 1戸又は 1棟につき、 1,000円</p> <p>イ 住戸を単位 として変更認 定を申請する 場合 次に掲 げる当該申請 に係る1棟の 住宅の当該申 請の対象であ る戸数の区分 に応じ、それぞ れ次に定める 金額</p> <p>(ア) 住宅の 戸数が1戸 のもの 次に 掲げる床 面積の合計 の区分に応 じ、それぞれ 次に定める 金額</p> <p>a 床面積 の合計が 200平方 メートル 以下のもの 2万 2,000円 (評価機関 審査を受 けた場合 にあって は、6,000 円)</p> <p>b 床面積 の合計が 200平方</p>	<p>1 同 一の建 築物に 係るこ の項の イ及び ウの認 定を同 時に申 請する 場合は 、当該 イの申 請に係 る手数 料は、 徴収し ない。</p> <p>2 住 宅(共 同住 宅を除 く。)の 用途に 供する 部分及 び共同 住宅以 外の用</p>	建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定	1 件	<p>ア 工事の着手 予定時期及び 完了予定時期 の変更のみの 場合 1棟につき、 1,000円</p> <p>イ 二戸建ての 住宅又は複合 建築物(住宅の 戸数が1戸の ものに限る。)の 住宅部分の 変更認定を申 請する場合 次に掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ 次に定める金額 (評価機関審査 を受けた場合 にあっては、 6,000円)</p> <p>(ア) (イ)に掲 げる場合以 外の場合 次に掲げる 当該申請の 対象である 二戸建ての 住宅又は複 合建築物の 住宅部分の 床面積の合 計の区分に 応じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>a 床面積 の合計が 200平方 メートル 以下のもの 2万</p>	<p>1 共 同住 宅等 の建 築物 に係 るこ の項 のウ (ア)及 びウ (イ)の 認定 を同 時に 申請 する 場合は 、当 該ウ (ア)の 申請 に係 る手 数は 、徴 収し ない。</p> <p>2 共 同住 宅等 の建 築物 に係 るこ の項 のウ (ア)及 びウ (イ)の 認定 を同 時に</p>

現行		改正案	
	メートルを超えるもの2万4,000円(評価機関審査を受けた場合)については、6,000円)		2,000円
	(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの4万4,000円(評価機関審査を受けた場合)については、1万1,000円)		b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの2万4,000円
	(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの7万4,000円(評価機関審査を受けた場合)については、2万3,000円)		(イ) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの1万3,000円
			b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの1万4,000円
	ウ 共同住宅の用途に供する一建築物を単位として変		ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住
			申請する場合、当該工(ア)の申請に係る手数料は徴収しない。
			3 複合建築物に係るこの項のイ及びオ又はウ及びオの
			3 複合建築物に係るこの項のイ及びオ又はウ及びオの

現行	改正案
<p>更認定を申請する場合イ(イ)及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)及びウに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合300平方メートルを超えるもの7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円)</p>	<p>宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の変更認定を申請する場合(エに掲げる場合を除く。)</p> <p>当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>b 住宅の戸数が5戸以上の</p>
<p>有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のイの変更認定を同時に申請すると</p>	<p>認定を同時に申請する場合は、当該イ又はウ又はオの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>4 法第36条第2項において準用する法第34条第2項の規定による申出をする場合にあって</p>

現行			改正案		
		<p>きは、 当該 イの 申請 に係 る手 数料 は、 徴収 しな い。</p> <p>5. 法 第36 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 35条 第2 項の 規定 によ る申 出を する 場合 にあ つて は、こ の項 に規 定す る金 額に 建築 物に 関す る確 認に</p> <p>エ 住宅以外の 用途に供する 一の建築物を</p>			<p>もの 7 万 4,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあつ ては、2万 3,000円)</p> <p>(イ) 次に掲 げる当該申 請の対象で ある共同住 宅等の住戸 以外又は複 合建築物の 住宅部分の 住戸以外の 床面積の合 計の区分に 応じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>a 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の 4万 4,000円 (評価機関 審査を受 けた場合 にあつて は、1万 1,000円)</p> <p>b 床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの 7 万 4,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあつ ては、2万 3,000円)</p> <p>エ 省令第10条 第2号イ(2)及 びロ(2)に適合</p> <p>は、こ の項 に規 定す る金 額に 建築 物に 関す る確 認に 係る 手数 料の 額を 加算 した 金額 とす る。</p>

現行	改正案
<p>単位とし変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 21万4,000円(判定機関審査を受けた場合にあつ</p>	<p>している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る変更認定を申請する場合</p> <p>当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 2万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 住宅の戸数が5戸以上の</p>

係る
手
数
料
の
額
を
加
算
し
た
金
額
と
す
る。

現行	改正案
<p>ては、3万円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 5万3,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 9万4,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、3万円)</p>	<p>もの 4万円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 2万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 4万円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複</p>

現行	改正案
	<p>合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12万9,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 21</p>

現行	改正案
	<p>万 4,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、3万 円)</p> <p>(イ) 省令第 10条第1号 イ(2)及びロ (2)に適合し ている住宅 以外の用途 に供する建 築物又は複 合建築物の 非住宅部分 に係る変更 認定を申請 する場合 次に掲げる 当該申請に 係る1棟の 建築物又は 複合建築物 の非住宅部 分の床面積 の合計の区 分に応じ、そ れぞれ次に 定める金額</p> <p>a 床面積 の合計が 300平方 メートル 以下のも の5万 3,000円 (判定機関 審査を受 けた場合 にあつて は、1万 1,000円)</p> <p>b 床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの9 万4,000</p>

現行					改正案				
									円(判定機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、3万 円)
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。